年月日	論 点 事 項		住	民	意	見	備	考	
《住民等か	らの苦情等への適切な対応》								
	住民からの情報の対応								
	埋立て証言のあるドラム缶へ の対応は適切かどうか。		から直接聴取			て信憑性が不十分、元 し、放置したまま調査		意見	
	住民からの通報後の県の対応はどうか。	陶土の搬出・ ・県した。 ・国際情報 認日々の受	ということで 民からの通報 高校の北側区 通報4日後 入廃棄物が処	放置した。 後、ピット(ぶ場の医療系 で既に空っ) 理されず、	の悪臭煮汁の ドラム缶に ぽであった。 是正指導で野	主民からの通報後も、 の対応までに9日間もこついて、県が現場確 野積みとなっている廃 是正の意味がない。			
	県の情報確認、対応はどうであったか。	い・も・・・や・・下・化る多あと24住何実高県水ご調の、間にも廃ル自染の区廃れ燃近続液カ然が上域	プのでは、大きないでは、までは、これでは、こうないでは、ないでは、ないでは、いいでは、これでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	のてな深院物でう 炉設野指い掘かを地が のをおいりら持中、 付廃らする 属棄	やき く り り り り り り り り り り り り り り り り り り	こより大体週2回血液 れていた。 へ流れ続けている。 音のダイオキシンの地 情がなされたり、市街 題にせず、「うちとは			

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備	考	
	住民の苦情・要望の対応				
	経堂池の水質浄化、浚渫の要 望に対する対応はどうか。	・池には汚染されたヘドロがたまり、RD社を監督してきた県に責任 がある。			
	煤煙や 24 時間操業の夜の音 などに対する対応はどうか。	・民間企業で文句も言えず、我慢して暮らしていたが、県も町も全く相手にされなかった。 ・RD 社びいき、「あれは水蒸気で、ばい塵なんか飛んでいない」とまるめ込み工作のような対応が続いた。			
	硫化水素発生に係る電話等に 対する県の対応はどうか。	・以前から硫化水素の臭いはしていたが、県は、「どこの処分場でも臭いはする」など、我々の言うことを一切認めない。 ・県の回答はいつも一緒であり、硫化水素とは言わず「近くの工場の臭いや」など、言いくるめられた。 ・「犬は死ぬものでしょう。人間がRDの横で倒れたら問題になりますね。それから考えましょう。」との返事を聞いている。			
	これまでの県からの回答、協議の姿勢はどうか。	・硫化水素問題以来、8年近くかかっているが、納得できる回答でなく、誠意を持って対応していない。 ・要望をいっても、納得いく回答なし。「検討します」の後の回答がされない。 ・質問に対する反応が遅く、返答がすごく遅くなっている。 ・県は、協議が大事といいながら形の上の協議にとどまり、結論も出さないまま、次々に工事が進んでいく。 ・県は責任を持って回答してくれないし、困難であると逃げ腰の回答しかしない。 ・詭弁で住民を愚弄し、行政用語で住民を欺く、ごまかし、情報隠し、ごり押しといえる、これが県のいつものやり方でした。 ・県は、管理監督責任を明らかにせず、改善要請に速やかに対応せず、事態を直視せず、問題を根本から解決しょうとする姿勢は見られず。・県は、全面解決のための大局的な計画の立案すら示さず、目先対応をしてきた。			
	住民への現場対応				

年月日	論 点 事 項	住	民	意	見	備	考	
《 廃掃法	に基づく権限の適正行使 》							
	許認可事務の適正化							
H10.7.3	RD 社への面積、容量の変更 許可(追認)は適切かどうか。	・県は、RD 社の大量均とともに、違法埋立てを・それまでのRD社に対った。 ・許可区域外への埋立でっていない。	追認したのは 対する県の指導	、法律の運序 監督の問題。	用上支障がある。 点が追認で明確とな	複数指摘意	見	
	措置命令の権限行使							
H16.4 ~	業者への改善命令における期 限延長の対応はどうか。	・県は、RD 社への改善ない。	命令を期限延	長しないとい	ハう約束を守ってい			
	報告の徴収・立入検査							
	現場への立入検査の事前通告 は適切かどうか。	・RD 社への事前通知に て対応させたうえで、ヹ				複数指摘意	見	
	行政指導							
Н 3 ~	処分場内に散在している有害物への県の対応はどうか (「見て見ぬふり」対応)	・ガス調査や工事立会時 ートやドラム缶について ・県は、高アルカリ調査 つけても、知らんふりを	. 県職員は見て 証時や処分場エ	見ぬふりを	している。			
H5.9.8	悪臭源の廃プラスチック類の 埋立て指示はどうか。	・有害物質の付着した原 題である。	ቔプラスチック	類を県が埋]	立て指示したのは問			

年月日	論 点 事 項		備	考	
	その他RD社に対する県の指導は適正かどうか。	・多量の廃プラスチックの野ざらしやメタンガスの発生で火災が3回もあり、不適正保管として指示すべきである。 ・県は、RD 社の許可区域外での産廃投棄への住民からの通報後も、陶土の搬出ということで放置した。 ・県は、住民からの通報後、ピットの悪臭煮汁の対応までに9日間も放置した。 ・国際情報高校の北側広場の医療系ドラム缶について、県が現場確認したのは、通報4日後で既に空っぽであった。 ・焼却炉の構造計算を逸脱した過剰焼却があり、指導されたが、公害防止設定条件の確認指示がないままに続けられた。 ・日々の受入廃棄物が処理されず、是正指導で野積みとなっている廃棄物を仮置きと認めたが、この状態が続くのは是正の意味がない。 ・野積み是正の進捗状況が悪いので、機械の稼働など調査をすべきで、立入りも3か月ほったらかしで、職務怠慢といえる。 ・深掘穴調査で、基準以上の有害物質は除去する協議ができていたが、いざ見つかると場外に有害物が流出しなければよいとして、RD 社を処分しなかった。 ・その場限りのおざなりの指導のため、どんどん違法がエスカレートしている。			
	告発が時効に至ったのは問題 ないか。	・県は、RD 社の不法投棄の証拠隠滅を許し、時効 5 年の告発の機会を逃した。			

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備考	
《 RD問題	の究明の適切な対応 》			
	必要な調査の実施			
H12.12 ~ H13.3	分析の前処理など硫化水素調査は適切かどうか。	・分析の前処理で、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るのは揮発性のものが飛んでしまい、公定法によらない手法によるため、不適正と考えられる。間違いでなく、意識的にやったのでないか。 ・調査で 6500 万円の税金を使い、ふいにしているが、もっと調べていたら、地下水汚染までいっていなかった。 ・2号の調査分析結果が目的の異なる1号と同じ結果が用いられており、1号の契約変更の時この分の分析費用が発生しないのではないか。	複数指摘意見	
	調査等について県が行わなかったのは、適切かどうか。	・県は、許可区域外の掘削跡を当時掘って調べず、平成 10 年に掘り返したら、高濃度ダイオキシンが検出され、結果的に7年間放置した。・平成 12 年に放射線物質が発見された場所は、平成5年住民から掘削情報があった所にもかかわらず、県は当時調査を全くしていなかった。 ・北尾団地の後退工事の移動廃棄物量から推計して、総量違反が濃厚と思われたのに、県は調査を実施していない。・深掘穴改善工事では、刺激臭の白い粉の固まりが見られたが、県は一部の調査しかせず、木くずと鉄くず以外は、確認できなかったとした。・有害物質の浸透水調査をせず、有害物質の流出先の確認もしていない。・すごい刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物の中に有害なものがあるか県の調査では、調べてもらえなかった。調査でこのことが明らかになれば問題は早く解決した。		
	高アルカリ水や深掘穴の地下 水汚染の改善効果の検証につ いてはどうか。	・高アルカリ水対策工事を実施して、5年も経っているにもかかわらず、PHが下がらないことを検証していない。 ・深掘穴工事には石膏ボードも埋め立てているが、地下水汚染がなくなったかについて検証していない。		
	県の調査井戸からの取水は、 適正かどうか。	取水は、帯水層が特定されず、どこの水が入っているかわからない状況にある。		

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備考	Ē
	県対策委員会の調査や試験の 方法は適切かどうか。	・委員会事務局は、ボーリング調査で再調査するとしているが、60m×60mに1本だから有害物をつかめない。 ・国の方針は、重金属および農薬は含有試験と溶出試験の両方調べなさいとなっているが、委員会は、土中の有害物を溶出試験だけで検査し、異常があれば含有試験をするとしている。 ・委員会は、これまでの調査結果について、「大した問題はない」という印象を与えるように報告している。		
	調査に基づく十分な検討			
	生活環境に支障を及ぼす状況に対する県の対応はどうか。	・水質検査の結果に対して県はこう考えるという前進した対策が出てこない。 ・県は、全容調査に応じてくれず、根本的な解決対策について、何もやってくれなかった。 ・県の対応は、高アルカリ水、硫化水素など個別問題対応ばかりで、 請願のとおり、処分場の実態解明と適正措置がとられていない。 ・積極的に除去対策を行っていないのは、不作為の違法にあたる。		
	是正工事の適切な実施 深掘穴改善工事での埋戻し は、適切かどうか。	・県は廃棄物を残したまま、セメントを注入、石膏ボードをそのまま 埋め戻しさせた。		
	住民への説明責任			
	県の住民に対する説明や面談 はどうか。	・ガス調査実施についての説明が事前でなく開始後となり、住民との 約束違反である。 ・県は、深掘穴調査の工事が始まってもいつでも住民協議ができると していたが、再三の要求にもかかわらず、1か月以上協議が行われな かった。		

年月日	論 点 事 項	住民意見	備	考	
		・要望書提出面会にあたり、知事室に先にもって行くのならば部では 面会しないと拒否した。			
	硫化水素問題調査委員会を非公開としたことや委員長の選 任は適切かどうか。	・非公開の理由、議事録作成しない理由など県からはお役所答弁のような返答しかない。 ・RD 社に関係する研究会に係わる学者を硫化水素問題調査委員会の 委員長にしたのはおかしい。			
	R D 問題対策県・市連絡協議 会の構成は適切かどうか。	県は、メンバーに RD 社との黒い噂のある職員を入れている。その職員に対しても調査もしていない。			